

【点検結果表の別紙】

《遵守費用の分析に係る補足説明》

役務提供義務の新設については、電気通信事業者が、正当な理由なくその業務区域における電気通信役務の提供を拒むことを禁止する規定であり、ドメイン名電気通信役務に関して、当該規制により新たな費用は発生しない。

《代替案との比較に係る補足説明》

本規制は対象事業者が非常に限定的であり、「.jp」を管理する JPRS 以外は全て既存の電気通信事業者となることを想定している。よって、代替案における当該規制内容の担保措置については、仮に守るべき規律が民間主導により策定された自主基準であっても、当該基準を対象の事業者が遵守せずに国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるなどの場合には、電気通信事業法第 29 条第 1 項第 12 号の規定による業務改善命令を課すことが可能である。また、「.jp」は ccTLD と呼ばれる我が国を代表するトップレベルドメインとして位置付けられているため、自主的基準とされたものを事業者が遵守しない場合には、ドメイン管理の国際的枠組みを規律する組織である ICANN における政府代表（総務省）からの働きかけを行うことによって、事業者の移管その他の措置を取るという担保措置を想定している。

国及び地方公共団体と事業者との契約により信頼性の確保等を図る場合には、事業者に与えた承認（エンドースメント）を撤回する等の担保措置を想定している。

規制の新設と代替案の費用の比較については、改正案では、電気通信事業を営む者が総務大臣に対して行う事業開始の届出等について、情報を整理、届出等するための事務的負担として一定の遵守費用が生じるが、代替案ではこれらの費用が発生しないため、代替案における費用は、限定的と考えている。